

# 淡路広域水道企業団入札監視委員会設置条例

令和2年2月20日

条例第1号

(設置)

**第1条** 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、淡路広域水道企業団（以下「企業団」という。）の入札及び契約手続における透明性の向上と公正性の確保を図るため、淡路広域水道企業団入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 企業団が発注した工事、業務委託、物品購入及び役務の提供（以下「工事等」という。）に関し、入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 企業団が発注した工事等のうち、委員会が無作為に抽出したものに関し、一般競争入札に係る入札参加資格の設定理由及び経緯、指名競争入札に係る指名理由及び経緯並びに随意契約とした理由及び経緯についての審議を行うこと。
- (3) 工事等の入札及び契約の手続並びに指名停止等の措置に係る再苦情処理を行うこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、入札及び契約の適正化を図るために必要な事項について調査及び審議を行うこと。

(組織及び委員)

**第3条** 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審議、その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、企業長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、任期が満了した場合においては、後任の委員が委嘱されるまでその職務を行う。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 委員は、非常勤とする。
- 8 委員の氏名及び職業は、これを公表するものとする。

(委員長)

**第4条** 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長の任期は、委員の任期とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第5条** 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 第2条第1号及び第2号に掲げる事務に係る会議は、年1回以上開催する。

4 第2条第3号及び第4号に掲げる事務に係る会議は、必要に応じて開催する。

5 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 委員会の会議は、非公開とする。ただし、会議の議事概要については、この限りでない。  
(意見の聴取)

**第6条** 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(抽出の委任)

**第7条** 委員会は、第2条第2号の規定による抽出に関する事務を、あらかじめ委員長が指名する委員に委任することができる。

(意見の具申又は報告)

**第8条** 委員会は、第2条第1号及び第2号の事務に関し、報告の内容又は審議した工事等について不適切な点又は改善すべき点があるときは、企業長に対して、意見の具申又は報告を行うことができる。

2 委員会は、前項の意見の具申若しくは報告を行った場合に、これを公表することができる。

(再苦情処理)

**第9条** 委員会は、企業長から第2条第3号の事務に関し、審議の依頼があったときは、委員会を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは意見書を作成し、企業長に報告するとともに、これを公表することができる。

3 前項の規定による報告は、再苦情処理の申立てがあった日から概ね60日以内に行わなければならない。

(委員の除斥)

**第10条** 委員は、自己若しくは配偶者又は三親等内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(庶務)

**第11条** 委員会の庶務は、総務課が行う。

(補則)

**第12条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員が協議して定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、企業長が招集する。